

資料 1

福井県動物愛護管理業務の委託内容

1 業務内容

(1) 福井県動物愛護センター（以下「センター」という。）の本所（以下「本所」という。）および嶺南支所（以下「嶺南支所」という。）における、以下の動物愛護管理業務

※関係法令および要領

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）
- ・狂犬病予防法
- ・福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下「条例」という。）
- ・福井県手数料徴収条例（以下「手数料条例」という。）
- ・犬および猫の譲渡実施要領（以下「譲渡要領」という。）
- ・動物ボランティア活動要領（以下「ボランティア要領」という。）

業務名	業務の詳細
動物に関する苦情相談受付・対応	<p>① センター窓口または電話等において、動物に関する苦情相談に対応する。なお、次に掲げる苦情相談については、当該内容に対応する関係機関に連絡するよう案内する。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 条例に規定する「犬が人をかんだとき」の措置、法に規定する動物取扱業および特定動物に関すること →関係機関：県内の健康福祉センター（以下「健福センター」という。）</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 野生動物に関すること →関係機関：福井県エネルギー環境部自然環境課（以下「自然環境課」という。）</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 畜産農業で取り扱われる動物（以下「畜産動物」という。）に関すること →関係機関：福井県農林水産部中山間農業・畜産課（以下「中畜課」という。）</p> <p>② 苦情相談内容に対応する関係機関がわからない場合は、その都度、動物愛護センター長（以下「センター長」という。）を確認する。</p> <p>③ 必要に応じて、苦情相談に基づき現場確認を行う。</p> <p>④ 現場確認の結果必要と認められた場合は、苦情対象者に対し、苦情相談内容を説明するとともに、動物の適正な飼育管理を実施するよう伝える。</p> <p>⑤ ④のほか、苦情対象者を特定できない場合は、適正飼育に関するチラシ配布または看板設置等により、状況の改善を図る。</p> <p>⑥ ④または⑤によっても状況の改善が見られない場合は、その地域を「重点地域」に指定して、改善が図られるまで定期的に巡回を行う。</p> <p>⑦ ④～⑥の対応状況について、苦情相談の通報者あて適切な頻度で報告する。</p> <p>⑧ ①～⑦の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p>

	<p>⑨ 苦情相談件数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>係留されていない犬の保護</p>	<p>① センター窓口または電話等において、係留されていない犬に係る苦情相談に対応する。</p> <p>② 苦情相談に基づき現場確認を行う。</p> <p>③ 現場確認の結果、飼い主による飼い犬の放し飼い（以下「犬の放し飼い」という。）を認めた場合は、当該飼い主に対し、犬の放し飼いは条例で禁止されていることを説明するとともに、適正な飼育管理を実施するよう伝える。</p> <p>④ ③のほか、係留されていない犬を認めた場合は、当該犬を保護する。その際、当該犬を保護する職員および保護場所周辺の住民等の安全を十分に確保する。</p> <p>⑤ ③または④によっても状況の改善が見られない場合は、その地域を「重点地域」に指定して、改善が図られるまで定期的に巡回を行う。また、必要に応じて犬の放し飼い禁止や適正飼育等に関するチラシ配布または看板設置等を行い、状況の改善を図る。</p> <p>⑥ ③～⑤の対応状況について、苦情相談の通報者あて適切な頻度で報告する。</p> <p>⑦ ①～⑥の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。      なお、④により犬を保護した場合は、その都度、センター長に報告し、センター長から当該犬の措置（収容、犬を引き取るべき旨の通知（犬の所有者が判明している場合）、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑧ ⑦により収容した犬に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑨ ⑦により収容した犬の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>所有者からの飼い犬または飼い猫の引取り</p>	<p>① センター窓口または電話等において、所有者からの飼い犬または飼い猫（以下「飼育動物」という。）の引取りに係る相談に対応する。</p> <p>② 引取りを求める所有者の事情等を聴取した上で、当該所有者に対し、飼育動物の終生飼養および繁殖制限措置は所有者の責務であることを説明するとともに、飼育動物の譲渡先を見つけるための取組を行うよう伝える。</p> <p>③ ②の結果、飼育動物の引取りを求めるやむを得ない事情があると認める場合は、当該所有者に引取り依頼書に記載させ、これを受理し、手数料条例に基づく引取り手数料を徴収した後に、飼育動物を引き取る。</p> <p>④ ③により引取りした場合は、その都度、センター長に報告する。また、業務報告書に引取り状況を記載する。</p> <p>⑤ センター長から引取りした飼育動物の措置（収容等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p>

	<p>⑥ ⑤により収容した飼育動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑦ ②の相談件数、引取りを求める理由および⑤により収容した飼育動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>所有者の判明しない犬または猫の引取り</p>	<p>① センター窓口または電話等において、所有者の判明しない犬または猫（以下「所有者不明犬猫」という。）の引取りに係る相談に対応する。</p> <p>② 引取りを求める拾得者等に拾得時の状況を聴取し、当該犬または猫の所有者が不明であることを確認する。</p> <p>③ 拾得者等に引取り依頼書を記載させ、これを受理した後に、所有者不明犬猫を引き取る。なお、拾得者等がセンターに来所することが困難であると認める場合は、健福センターまたは県内の市町（以下「市町」という。）が所管する公共施設等を引取り場所に指定するなど拾得者等の事情に配慮の上、上記引取りに係る手続きを行う。</p> <p>④ ③により引取りした場合は、その都度、センター長に報告する。また、業務報告書に引取り状況等を記載する。</p> <p>⑤ センター長から引取りした所有者不明犬猫の措置（収容、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑥ ⑤により収容した所有者不明犬猫に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑦ ⑤により収容した所有者不明犬猫の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>負傷動物の保護</p>	<p>① センター窓口または電話等において、負傷動物等に係る通報に対応する。</p> <p>② ①のうち、動物の死体に係る通報の場合は、適切な処理が行われるよう、必要に応じて市町の廃棄物担当課等の関係機関と連絡調整を行う。</p> <p>③ ①のうち、野生動物の負傷に係る通報の場合は、次のアまたはイのいずれかにより対応する。  ア 自然環境課に通報内容を説明し、通報者への連絡および鳥獣保護員による保護を依頼する。  イ 通報者自身が当該動物を安全に保護した上で、福井県傷病鳥獣救護事業委嘱獣医師のいる動物病院に当該動物を搬送するよう依頼する。</p> <p>④ ①のうち、畜産動物の負傷に係る通報の場合は、中畜課または警察に連絡するよう案内する。</p> <p>⑤ ①のうち、野生動物および畜産動物以外の動物の負傷に係る通報の場合は、通報に基づき現場確認を行う。</p> <p>⑥ 現場確認の結果、負傷動物を認めた場合は、当該負傷動物を保護する。その際、当該負傷動物を保護する職員および保護場所周辺の住民等の安全を十分に確保する。</p> <p>⑦ ⑥により負傷動物を保護した場合は、その都度、センター長に報告する。また、業務報告書に保護状況等を記載する。</p>

	<p>⑧ センター長から当該負傷動物の措置（収容、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑨ ⑧により収容した負傷動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑩ ⑧により収容した負傷動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
公示	<p>① 係留されていない犬、所有者不明犬猫または負傷動物に係る公示についてセンター長から連絡を受けた場合は、当該動物を収容した日時および保護場所その他必要な事項について、センターの掲示板に掲示する。</p> <p>また、ホームページ上での公示情報の掲載ならびに健福センターおよび市町等への公示情報の提供等により、当該動物の所有者に関する情報の収集を行う。</p> <p>② 公示期間は条例の規定に基づき、「公示をした日から3日を経過する日まで」とする。</p>
収容動物の飼育管理	<p>① センターに収容された犬または猫（以下「収容動物」という。）については、次のとおり飼育管理を行う。</p> <p>ア 収容する際には、その動物の全体および特徴等がわかるように写真を撮影する。また、所有者明示の状況（鑑札、迷子札、マイクロチップの装着状況等）について確認する。</p> <p>イ 給餌・給水等の準備を整え、経過観察室または隔離室（以下「経過観察室等」という。）に動物を収容する。</p> <p>ウ 収容動物の健康状態（元気、食欲、外観上の異常の有無等）、人に慣れているか等について確認する。</p> <p>エ 収容動物の糞便等を用いて検査を実施するとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、投薬等の処置を獣医師または愛玩動物看護師が施す。</p> <p>オ 収容動物の飼育期間中は、原則として1日2回、給餌・給水を行う。また、適切な頻度において、収容動物の健康状態等の確認、シャンプーによる洗浄等および動物の運動（1日30分程度）を実施する。</p> <p>② 飼育期間中に、収容動物が殺処分以外の理由（病気等）により死亡した場合は、当該死体を適切に処分するとともに、必要に応じて経過観察室等の洗浄・消毒を行う。また、当該状況について業務報告書に記載の上、対応日毎にセンター長に報告する。</p> <p>なお、同時期に多数の収容動物が死亡する等、動物の感染症の発生が疑われる場合は、直ちにセンター長に報告するとともに、感染症のまん延防止のために適切な措置を講じる。</p> <p>③ ②により死亡した収容動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>④ ②により死亡した収容動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
収容動物の返還	<p>① センター窓口または電話等において、収容動物の確認等に</p>

	<p>係る相談に対応する。</p> <p>② 相談者を当該収容動物と面会させ、相談者の飼育動物と一致するか否かについて確認する。</p> <p>③ ②の結果、相談者が当該収容動物の所有者であることが判明した場合は、動物の返還手続きを行う。</p> <p>④ ③において、当該収容動物が犬である場合は、所有者に対し、狂犬病予防法に基づく犬の登録および狂犬病予防注射接種の実施状況について聞き取りを行う。なお、必要に応じて、所有者の住所地を管轄する市町の狂犬病予防法担当課に、登録および予防注射の状況について照会する。</p> <p>⑤ 所有者に対し、当該収容動物が逸走した理由について聞き取りを行う。</p> <p>⑥ ④および⑤の聞き取りの結果、飼育動物の飼育管理状況に不備があると認める場合は、所有者に対し、関係法令を遵守の上、適正な飼育管理を実施するよう伝える。</p> <p>⑦ 所有者に動物の返還申請書を提出させ、これを受理し、条例に基づく返還手数料を徴収する。</p> <p>⑧ ⑦による事務処理を実施した場合は、その都度、センター長に報告する。また、①～⑦の状況について業務報告書に記載する。</p> <p>⑨ センター長から当該収容動物の措置（返還等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑩ ⑨により当該収容動物を返還した後、必要に応じて所有者による飼育動物の飼育管理状況および関係法令の遵守状況等について、巡回または電話等により確認する。改善がみられない場合は、所有者に対し、関係法令を遵守の上、適正な飼育管理を実施するよう繰り返し伝える。</p> <p>⑪ ⑨により返還した収容動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑫ ⑨により返還した収容動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>収容動物の一時預かり</p>	<p>① センター窓口または電話等において、収容動物の預かり希望等に係る相談に対応する。</p> <p>② 相談者に対して、譲渡要領およびボランティア要領に基づき、一時預かりが可能な収容動物の有無、センターにおける動物の引き渡しおよび事前の適正飼育講習会の受講義務等について説明する。</p> <p>③ 相談者が収容動物の預かりを希望した場合は、当該相談者がボランティア要領に基づく預かりボランティアの要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③により要件を満たしていることが確認された相談者（以下「預かり希望者」という。）に対し、ボランティア要領に基づき動物ボランティア登録申請書を提出させ、これを受理し、センター長に報告する。</p> <p>⑤ センター長から、④により申請のあった預かり希望者を預かりボランティアに登録する旨について連絡を受けた後、収</p>

	<p>容動物を当該預かりボランティアに直接見せるとともに、收容動物の特性および状態等について説明を行う。</p> <p>⑥ ⑤により説明を受けた預かりボランティアが、收容動物の預かりを希望した場合は、譲渡要領に基づき犬猫の預かり申込書を提出させ、これを受理し、センター長に報告する。</p> <p>⑦ センター長から、飼育期間を定めて預かりボランティアに收容動物を引き渡す旨について連絡を受けた後、当該措置事項を実施するとともに、收容動物の飼育に必要な食餌等を支給する。</p> <p>⑧ ⑦において定めた收容動物の飼育期間が終了したとき等は、譲渡要領に基づき、預かりボランティアに対し、收容動物をセンターに返還するよう伝える。</p> <p>⑨ ①～⑧の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p> <p>⑩ ⑥～⑧による收容動物の一時預かりに係る情報を、收容動物台帳に記載する。</p>
<p>譲渡候補動物および譲渡可能動物の飼育管理</p>	<p>① 次に掲げる收容動物のうち、家庭動物としての適性（年齢が推定8週齢以上、自立歩行、自立排便および自立食餌が可能、下痢・嘔吐等の症状がみられない、人慣れしている、咬み癖等の問題行動がみられない等）が認められる犬猫（飼育、治療等により適性を獲得する見込みのあるものを含む）について、譲渡要領に基づき譲渡候補動物とする。</p> <p>ア 公示期間内に所有者に引き取られなかった犬または猫。</p> <p>イ 所有者から引取りを求められ、收容された犬または猫。</p> <p>② 譲渡候補動物については、次のとおり飼育管理を行う。</p> <p>ア 経過観察室等から飼養管理室に移して飼育する。</p> <p>イ 原則として1日2回、給餌・給水を行う。</p> <p>ウ 適切な頻度において、動物の健康状態等の確認、動物の運動（1日30分程度）およびシャンプーによる洗浄等を行う。</p> <p>エ 動物の年齢および健康状態等に留意の上、必要に応じて獣医師による駆虫剤投与およびワクチン接種等を行う。</p> <p>オ 犬にあつては、狂犬病予防法に基づく適切な時期に、獣医師による狂犬病予防注射を接種する。また、福井市から交付を受けた狂犬病予防注射済票および鑑札を犬に装着する。</p> <p>③ 譲渡候補動物について獣医師による健康診断および適性評価等を実施し、譲渡適格であることおよび不妊去勢手術等の施術（以下「施術」という。）の可否について確認する。</p> <p>④ ③の確認をした場合は、その都度、センター長に報告する。</p> <p>⑤ センター長から、譲渡要領に基づき、当該譲渡候補動物を譲渡可能動物とすること、また、当該譲渡可能動物の施術の前後に係る健康管理の実施等について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p>

	<p>⑥ 譲渡可能動物については、②のア、イ、ウ、エに準じて飼育管理を行う。</p> <p>⑦ ホームページ上に譲渡可能動物に係る情報を掲載する。</p> <p>⑧ 譲渡可能動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p>
嶺南支所から本所への動物の輸送	<p>① 嶺南支所で飼育する譲渡候補動物等については、当該動物の健康状態、輸送ストレスへの耐性等を考慮したうえで、定期的に本所に輸送する。</p>
飼養者譲渡	<p>① センター窓口または電話等において、動物の譲り受けに係る相談に対応する。</p> <p>② 相談者に対して、譲渡要領に基づき譲渡可能動物の有無、センターにおける飼養者譲渡および譲渡会の開催ならびに事前の適正飼育講習会の受講義務等について説明する。</p> <p>③ 相談者が動物の譲り受けを希望した場合は、当該相談者が譲渡要領に基づく譲受希望者になるための要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③により要件を満たしていることが確認された相談者（以下「譲受希望者」という。）に対し、譲渡可能動物を直接見せるとともに、当該譲渡可能動物の特性および状態等について説明する。</p> <p>⑤ 譲受希望者が譲渡可能動物の譲り受けを希望した場合は、譲渡要領に基づき飼養者譲渡申請書を提出させる。なお、譲受希望者が不妊去勢手術を実施していない譲渡可能動物の譲り受けを希望した場合は、不妊去勢手術実施誓約書も併せて提出させる。</p> <p>⑥ ⑤により飼養者譲渡申請書を受理した後、当該譲受希望者に対し動物譲渡書を交付するとともに、当該譲渡可能動物を譲渡する。また、譲渡要領に基づき動物飼育状況調査票を配布の上、期限を定めて当該調査票を提出するよう説明する。</p> <p>⑦ ⑤により不妊去勢手術実施誓約書を提出した者に対し、自らの責任で、獣医療法に規定する診療施設において当該動物に係る手術を受けるとともに、手術後速やかに不妊去勢手術実施報告書を提出するよう説明する。</p> <p>⑧ ①～⑦の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p> <p>⑨ ⑥により譲渡した譲渡可能動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑩ ⑥により譲渡した譲渡可能動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
ボランティア譲渡	<p>① センター窓口または電話等において、動物の譲り受けに係る相談に対応する。</p> <p>② 相談者に対して、譲渡要領およびボランティア譲渡要領に基づき、譲渡可能動物の有無、センターにおけるボランティア譲渡および事前の適正飼育講習会の受講義務等について説明する。</p> <p>③ 相談者が動物の譲り受けを希望した場合は、当該相談者が</p>

	<p>ボランティア要領に基づく譲渡しボランティアの要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③により要件を満たしていることが確認された相談者（以下「譲渡し希望者」という。）に対し、ボランティア要領に基づき動物ボランティア登録申請書を提出させ、これを受理し、センター長に報告する。</p> <p>⑤ センター長から、④により申請のあった譲渡し希望者を譲渡しボランティアに登録する旨について連絡を受けた後、譲渡可能動物を当該譲渡しボランティアに直接見せるとともに、当該譲渡可能動物の特性および状態等について説明する。</p> <p>⑥ ⑤により説明を受けた譲渡しボランティアが、譲渡可能動物の譲り受けを希望した場合は、譲渡要領に基づきボランティア譲渡申請書を提出させ、これを受理し、動物譲渡書を交付するとともに、譲渡可能動物を譲渡する。</p> <p>⑦ ⑥により動物を譲り受けた譲渡しボランティアに対し、譲渡要領に基づきボランティア譲渡連絡票を配布の上、定期的に報告するよう説明する。</p> <p>⑧ ①～⑦の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p> <p>⑨ ⑥により譲渡した譲渡可能動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑩ ⑥により譲渡した譲渡可能動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>収容動物の殺処分</p>	<p>① 次に掲げる収容動物のうち、家庭動物としての適性が認められず、獣医師により譲渡不適格であると評価された収容動物を殺処分対象動物とする。</p> <p>ア 公示期間内に所有者に引き取られなかった犬または猫。</p> <p>イ 所有者から引取りを求められ、収容された犬または猫。</p> <p>② ①についてセンター長に報告し、殺処分の旨の連絡を受けた後、殺処分を実施する。</p> <p>なお、殺処分の方法は獣医師による薬剤注射とし、殺処分対象動物の死亡確認を実施する。</p> <p>③ ②の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p> <p>④ ②により殺処分した動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑤ ②により殺処分した動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>経過観察室等、飼養管理室および設備等の管理</p>	<p>① ケージ等については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア ケージ等に収容動物がいる場合は、当該動物を別の場所に移動させてから清掃等を行う。その際、移動させた場所において当該動物による危害等が発生しないよう十分に注意する。</p> <p>イ ケージ等にある汚物（糞便、汚れた敷物等）を取り除</p>

き、廃棄物容器に捨てる。

ウ ケージ等を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。

エ 洗淨後、清潔なタオル等でケージ等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤をケージ等に全体噴霧した後、乾燥させる。

オ 乾燥後、給餌・給水等の準備を整え、ケージ等に当該動物を戻す。

② 食器等については、次のとおり管理を行う。

ア 食器等にある汚物（食餌の残渣、糞便等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。

イ 食器等を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。

ウ 洗淨後、清潔なタオル等で食器等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を食器等に噴霧した後、乾燥させる。

エ 乾燥後、次回使用時まで、所定の格納設備に食器等を格納する。

③ 洗淨シンクおよび手洗い設備（以下「洗淨設備」という。）については、次のとおり管理を行う。

ア 排水口メッシュに溜まった汚物（収容動物の毛、食事の残渣等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。

イ 洗淨設備を洗淨する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。

ウ 洗淨後、清潔なタオル等で洗淨設備を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を洗淨設備に噴霧した後、乾燥させる。

④ 格納設備については、次のとおり管理を行う。

ア 必要に応じて、格納設備の洗淨・消毒を行う。

イ 格納設備内の整理整頓を常に心がける。格納している物品を使用する前には使用期限等を確認し、不要物品については適切に処分する。

ウ 医療機器類（注射針、シリンジ等）を取り扱う場合は、厳重に管理を行う。

⑤ 冷蔵庫・冷凍庫については、次のとおり管理を行う。

ア 冷蔵庫・冷凍庫の霜取りを定期的に行う。また、必要に応じて洗淨・消毒を行う。

イ 冷蔵庫・冷凍庫内の整理整頓を常に心がける。格納している物品を使用する前には使用期限等を確認し、不要物品については適切に処分する。

⑥ 薬剤類（殺処分用薬剤、ワクチン等）については、次のとおり管理を行う。

ア 薬剤類は、施錠可能な冷蔵庫で保管する。

イ 獣医師により処方された薬剤類は、対象となる犬猫に、獣医師または愛玩動物看護師が投薬を行う。

	<p>ウ 獣医師により処方された薬剤類が余った場合は、獣医師の指示に従い廃棄等を行い、その旨を業務報告書に記録する。</p> <p>エ 殺処分用薬剤の使用状況について業務報告書に記載し、使用の都度、センター長に報告する。</p> <p>オ 殺処分用薬剤の使用量および残存量について薬品受払簿に記載して管理するとともに、毎月、センター長に報告する。</p> <p>⑦ 経過観察室等および飼養管理室の床面については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 収容動物の毛、土埃、食餌等を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>イ 床面を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>ウ 洗浄後、清潔なタオル等で床面を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を床面に全体噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>⑧ 経過観察室等および飼養管理室の壁、窓、天井および換気扇については次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 定期的に収容動物の毛、埃等を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>イ 必要に応じて、床面と同様の洗浄・消毒を行う。</p>
<p>廃棄物および収容動物の死体の処理</p>	<p>① 廃棄物については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 本所が立地する福井市および嶺南支所が立地する敦賀市の廃棄物分別基準に合わせて、廃棄物を処分する。</p> <p>イ 廃棄物容器は蓋により密閉できるものとし、内部に所定のごみ袋を備え付ける。</p> <p>ウ 福井市および敦賀市のごみ収集日を確認し、廃棄物を搬出する。なお、暑熱時は、臭気等の発生を抑えるため、搬出の頻度を上げる等の措置を講じる。</p> <p>エ 廃棄物の搬出時には、内容物の漏出により経過観察室等および飼養管理室が汚染されないよう注意する。なお、漏出した場合は、速やかに別のごみ袋を用意して漏出物を密閉し、漏出場所およびその周辺の洗浄・消毒を行う。</p> <p>オ 廃棄物の搬出の都度、廃棄物容器を洗浄・消毒するとともに、廃棄物容器の破損等の有無について確認する。破損等が確認された場合は、新しい廃棄物容器に取り換えるなど適切に対応する。</p> <p>カ 医療廃棄物については、その他の廃棄物とは別に管理を行い、適切に処分する。</p> <p>② 収容動物の死体については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 収容動物の死亡を確認後、速やかに当該死体を袋に入れる。</p> <p>イ 搬出時には、当該死体の体液または糞尿等の漏出により経過観察室等および飼養管理室が汚染されないよう注意する。なお、漏出した場合は、速やかに別のごみ袋を用</p>

	<p>意して漏出物を密閉し、漏出場所およびその周辺の洗浄・消毒を行う。</p> <p>ウ 当該死体を処分するまでの間、腐敗による臭気等の発生を抑えるため、大型冷凍庫で一時的に保管する。</p> <p>エ 当該死体を動物焼却施設に運搬し、処分を依頼する。</p>
動物巡回車および動物保護檻の管理	<p>① 動物巡回車（以下「巡回車」という。）については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 巡回車に動物保護檻（以下「檻」という。）を載せている場合は、当該檻を別の場所に移動させてから清掃等を行う。</p> <p>イ 巡回車の荷室スペースにある汚物（動物の毛、糞便、土埃等）を取り除き、経過観察室等の廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ 巡回車を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗浄後、清潔なタオル等で巡回車の荷室スペースを拭き上げ、必要に応じて消毒剤を荷室スペースに全体噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>② 檻については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 檻に収容動物がいる場合は、当該動物を別の場所に移動させてから清掃等を行う。その際、移動させた場所において当該動物による危害等が発生しないよう十分に注意する。</p> <p>イ 檻にある汚物（動物の毛、糞便、土埃等）を取り除き、経過観察室等の廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ 檻を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗浄後、清潔なタオル等で檻を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を檻全体に噴霧した後、乾燥させる。</p>
緊急の対応が必要な場合	<p>① 次の場合は、関係法令に基づき安全衛生上緊急に対処する必要があるため、センター長の指示を受けて業務を遂行する。</p> <p>ア 係留されていない犬による人の生命または身体に対する侵害を防止するために緊急に措置を講ずる必要があり、かつ、当該犬の保護が著しく困難であると認める場合</p> <p>イ 同時期に多数の収容動物が死亡する等、動物の感染症の発生が疑われる場合において、感染症のまん延防止のために緊急に措置を講ずる必要があると認める場合</p> <p>② ①のほか、警察当局が関連する事案や災害発生時など、センター長が安全衛生上緊急に対処する必要があると認めた場合は、センター長の指示を受けて業務を遂行する。</p>

(2) 福井県動物愛護推進計画の施策の推進に関する以下の業務

業務名	業務の詳細
適正飼育講習会の実施	① 譲渡要領およびボランティア要領に基づき、適正飼育講習会（以下「講習会」という。）を実施する。

	<p>② 講習会の内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 犬および猫の生態について</p> <p>イ 犬および猫の健康管理について</p> <p>ウ 犬および猫の終生飼養について</p> <p>エ 犬および猫に起因する迷惑の防止について</p> <p>オ 動物愛護管理関係法令等の遵守について</p> <p>カ その他、適正飼育のための必要事項について</p> <p>③ 講習会の実施状況（回数、受講者数）を月毎に集計して、集計月の翌月10日までにセンター長に報告する。</p>
<p>犬猫譲渡会の開催</p>	<p>① 譲渡要領に基づき、犬猫譲渡会（以下「譲渡会」という。）を開催する。</p> <p>② 譲渡会の年間スケジュールについて、年度当初の譲渡会開催日の1週間前までに作成の上、センター長に報告する。なお、日程の変更や中止がある場合は、その都度、センター長に報告する。</p> <p>③ 譲渡会を開催する場合は、開催日の2日前までに、日時、場所、譲渡可能動物の数、タイムスケジュール、シナリオ、広報内容等について記載した企画書等を、センター長に提出する。</p> <p>なお、事前に講習会を受講した者のみ、譲渡会への参加を認めるものとする。</p> <p>④ ③により開催した譲渡会の参加者数、講習会受講者数、譲渡決定動物の数その他の開催状況について、開催日の翌業務日までにセンター長に報告する。</p>
<p>動物愛護、適正飼育、災害時におけるペットとの同行避難に関する啓発</p>	<p>① 法の規定に基づき、命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるようにするため、県が動物愛護週間に関連して実施する動物愛護フェスティバルの運営管理および広報活動を行う。</p> <p>② 市町や関係団体等と協力して、動物愛護、犬猫の適正飼育、災害時におけるペットとの同行避難に係る啓発活動を行う。</p> <p>③ ①、②により実施する場合は、目的、期日（期間）、内容、対象者および広報に使用する媒体等について記載した企画書等を、①については動物愛護フェスティバル開催の1か月前までに、②については当該活動を行う1週間前までに、センター長に提出する。</p> <p>④ ③に係る実施状況について、実施日の翌業務日までにセンター長に報告する。</p>
<p>動物愛護教室の開催</p>	<p>① こども園や小学校等に出向いて、動物の日常の世話やしつけ、命の大切さ等について伝え、動物愛護意識の浸透を深めることができるよう、動物愛護教室（以下「教室」という。）を月2回（または年24回）開催する。</p> <p>② 教室等を開催する場合は、開催日の1週間前までに、目的、日時、内容、場所、対象者、タイムスケジュールおよびシナリオ等について記載した企画書等を、センター長に提</p>

	<p>出する。</p> <p>③ ②により開催した教室等の参加者数、内容その他の開催状況について、開催日の翌業務日までにセンター長に報告する。</p>
動物とのふれあい・飼育体験事業の開催	<p>① 来所者（特に幼児、小学生）を対象として、センターのふれあいルームや屋外施設における収容動物とのふれあい体験および収容動物の飼育体験（給餌、清掃、散歩、爪切り等）（以下「体験事業」という。）を開催し、動物の命を守る責任について啓発する。</p> <p>② 体験事業は毎月日曜日に1回開催するほか、平日にも随時開催する。</p> <p>③ 体験事業を開催する場合は、開催日の2日前までに、日時、内容、当該事業に供する収容動物の数、タイムスケジュール、シナリオ、広報内容等について記載した企画書等を、センター長に提出する。</p> <p>④ 体験事業の実施状況について、開催日の翌業務日までにセンター長に報告する。</p>
犬のしつけ教室の開催	<p>① 犬を飼育している県民を対象として、正しい犬のしつけ方法を教えることにより、不適正な飼育に起因した苦情件数の減少につなげられるよう、犬のしつけ教室（以下「しつけ教室」という。）を開催する。</p> <p>② しつけ教室は譲渡会や体験事業に併せて、毎月日曜日に1回開催するほか、平日にも随時開催する。</p> <p>③ しつけ教室を開催する場合は、開催日の2日前までに、日時、内容、当該事業に供する収容動物の数、タイムスケジュール、シナリオ、広報内容等について記載した企画書等を、センター長に提出する。</p> <p>④ しつけ教室の実施状況について、開催日の翌業務日までにセンター長に報告する。</p>
飼い主のいない猫（野良猫）に関する苦情相談対応	<p>① 飼い主のいない猫（野良猫）を減らすガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知および啓発を行う。</p> <p>② 野良猫問題に取り組む地域の活動（啓発用資材の作成・配布、講習会の開催、適正管理のためのルールづくり等）を支援する。</p> <p>③ ①、②の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p>
動物ボランティアの活動支援	<p>① ホームページ等への掲載または関係団体との協力等により、ボランティア要領に規定する動物ボランティアを広く募集する。</p> <p>② センター窓口または電話等において、動物ボランティアに係る相談に対応する。</p> <p>③ 相談者がボランティア要領に基づく動物ボランティアの要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③により要件を満たしていることが確認された相談者（以下「ボランティア希望者」という。）に対し、ボランテ</p>

	<p>ィア要領に基づき動物ボランティア登録申請書を提出させ、これを受理し、センター長に報告する。</p> <p>⑤ センター長から、④により申請のあったボランティア希望者を動物ボランティアに登録する旨について連絡を受けた後、当該動物ボランティアの育成、ボランティア活動保険の加入および活動の支援を行う。</p> <p>⑥ 動物ボランティアに対し、ボランティア要領に基づき活動記録票を提出するよう説明する。</p> <p>⑦ ①～⑥の状況について業務報告書に記載し、対応日毎にセンター長に報告する。</p>
その他	<p>① 福井県動物愛護推進計画に掲げられた数値目標を達成するために、必要な業務を遂行する。</p> <p>② ①により業務を遂行するにあたり、必要に応じて、当該業務の目的、内容、日時、場所、対象者、タイムスケジュールおよびシナリオ等について記載した企画書等を、センター長に提出する。</p> <p>③ ②により企画書等の提出があった業務の実施状況について、業務実施日の翌業務日までにセンター長に報告する。</p>

## 2 業務の実施体制等

### (1) 使用施設および設備等

委託業務の遂行にあたり、受託者は、別表1に掲げる福井県が所有する施設、設備、動物巡回車および備品等を使用するものとする。また、当該施設および設備等に係る維持管理を適切に行うものとする。

### (2) 業務日および業務時間

受託者の業務日および業務時間については、次のとおりとする。ただし、緊急の出動要請があった場合等は、この限りではない。

#### ア 業務日

毎週月曜日から金曜日までとし、休日等（土曜日、日曜日、12月29日から12月31日、1月2日、1月3日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

ただし、収容動物がいる場合は、休日等も含めて毎日、飼育管理を行うものとする。また、譲渡会については休日等に開催するものとし、体験事業については、1の(1)の「動物とのふれあい・飼育体験事業の開催」に記載のとおり開催するものとする。

#### イ 業務時間

8時30分から17時15分までとする。

### (3) 業務区域

受託者の業務区域については、福井県内全域とする。

（※福井市については、県が福井市分の業務を受託予定）

### (4) 人員配置

受託者は、原則として、次のとおり職員を配置するものとする。

ア 業務責任者：本所1名、嶺南支所1名

イ 本所：常時3名以上（業務責任者を含む）。巡回機動班は2班以上とし、巡回車による巡回を行う場合は2名以上の職員で行う。なお、巡回中においても、本所と連絡がとれるよう体制を整えるものとする。

ウ 嶺南支所：常時1名以上（業務責任者を含む）。巡回機動班は1班以上とし、巡回車による巡回を行う場合は2名以上の職員で行う。なお、巡回中においても、嶺南支所と連絡がとれるよう体制を整えるものとする。

#### (5) 資格等

職員の資格等については、次のとおりとする。

- ア 業務に従事するすべての職員について、普通自動車運転免許を有していること。
- イ 業務に従事するすべての職員について、動物に関する適正な知識を有していること。
- ウ 業務に従事する職員のうち、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格をもつ職員を1名以上置くこと。
- エ 業務に従事する職員のうち、獣医師の資格をもつ職員を1名以上置くこと。

### 3 費用の負担区分

- (1) 費用の負担区分は、別表2によるものとする。
- (2) 修繕に係る費用が1件につき3万円未満の軽微な修繕は、受託者の負担とする。
- (3) 修繕に係る費用が1件につき3万円以上の修繕については、その都度、県と協議して行うものとする。

### 4 法令の遵守

委託業務の執行にあたっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

- ア 狂犬病予防法
- イ 動物の愛護及び管理に関する法律
- ウ 狂犬病予防法施行令
- エ 狂犬病予防法施行規則
- オ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
- カ 狂犬病予防法施行細則
- キ 福井県動物の愛護および管理に関する条例
- ク 福井県動物の愛護および管理に関する条例施行規則
- ケ その他、業務の実施に関する諸法令

(別表1)

使用施設および設備等

1 動物愛護センター本所および動物愛護棟（福井市徳尾町18-1-1）

犬経過観察室・隔離室、犬飼養管理室、犬ふれあいマッチング室、猫経過観察室・隔離室、猫飼養管理室、猫ふれあいマッチング室	・設備：個別管理用ケージ、給湯設備、保管棚等
トリミング室	・設備：トリミング台、ドッグバス、給湯設備等
車庫	・面積：約35㎡（動物巡回車2台分） ・設備：大型冷凍庫、天井吊り下げ保管棚等
事務室	・県職員の執務スペースを除く ・設備：事務机、椅子、給湯設備等
更衣室	・県職員のスペースを除く ・設備：ロッカー
ホール(掲示スペース等)	・設備：掲示板等
多目的ホール	・設備：長机、椅子等 ・譲渡会や動物愛護の講習会に使用する。
屋外施設	・収容動物の運動、犬猫譲渡会、体験事業等に使用する。

2 動物愛護センター嶺南支所（所在地：敦賀市開町6-5）

犬飼養管理室、猫飼養管理室	・設備：個別管理用ケージ、給湯設備等
車庫	・面積：約18㎡（動物巡回車1台分） ・設備：大型冷蔵庫等
事務室	・設備：事務机、椅子、脇机、パーテーション、給湯設備等
更衣室	・県職員のスペースを除く ・設備：ロッカー等
便所	・設備：洋式トイレ等
譲渡会用スペース (駐車場の一部)	・譲渡会を実施する場合のみ使用するものとする。

### 3 動物巡回車

	本所1	本所2	嶺南支所
車種	日産 小型貨物バン	日産 小型貨物バン	日産 小型貨物バン
総排気量	2.95L	2.48L	2.95L
車番	福井400そ1139	福井400た7273	福井400た1396
初登録年月日	平成22年3月30日	平成30年8月21日	平成27年8月31日
乗用定員	6名	3名	6名
車両重量	3,600kg	3,105kg	3,510kg
最大積載量	950kg	1,000kg	800kg
燃料の種類	軽油	軽油	軽油
車検満了日	令和7年4月19日	令和7年8月24日	令和7年8月30日
保管場所	本所 (福井市徳尾町)		嶺南支所 (敦賀市開町)

### 4 その他

動物保護器具等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物保護檻 (8基)</li> <li>・バケツ型動物保護器 (3基)</li> <li>・マイクロチップリーダー (6台)</li> <li>・その他消耗品</li> </ul>
---------	--

(別表2)

## 費用の負担区分

経費内訳	区分		備考
	県	受託者	
配置職員の人件費		○	
使用施設に係る光熱水費	○		
使用施設に係る通信費	○	※	固定電話、FAX等 ※乙が独自に回線を開通する場合は、乙の負担とする。
事務用品に係る経費		○	筆記用具、コピー用紙、コピー用品等
配置職員の服装等に係る経費		○	作業服、名札、作業用長靴、ゴム手袋等
啓発用資材等の作成に係る経費		○	チラシ、立看板等
動物巡回車の車両管理に係る経費		○	法定点検、車検、任意保険、タイヤおよびチェーン購入、タイヤ交換等
動物巡回車に係る燃料費		○	軽油等
経過観察室等および飼養管理室の清掃管理に係る経費		○	清掃用具、消毒薬等
収容動物の飼育管理に係る経費		○	エサ、ペットシート、移動用ケージ、リード等
譲渡候補動物および譲渡可能動物の健康管理に係る経費		○	駆虫剤、ワクチン、狂犬病予防注射、シリンジ、注射針、健康診断等
譲渡可能動物の不妊去勢手術等に係る経費	○		
収容動物の殺処分に係る経費		○	処分用薬剤、シリンジ、注射針、保管袋等
動物の死体の処分に係る経費		○	
医療廃棄物の処分に係る経費		○	
犬猫譲渡会、体験事業および動物愛護フェスティバル等の運営管理に係る経費		○	
下記の修繕または購入に係る経費 ・経過観察室等および飼養管理室ならびにその設備 ・動物巡回車 ・大型冷蔵庫 ・動物保護檻、バケツ型動物保護器 ・マイクロチップリーダー			<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕等に係る費用が1件につき3万円未満の軽微な修繕等は、受託者の負担とする。</li> <li>・修繕等に係る費用が1件につき3万円以上の修繕等については、その都度、県と協議して行うものとする。</li> </ul>